

中原区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱

(設置及び目的)

第1条 中原区の区域内に置かれる地域包括支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑な運営を支援することを目的に、中原区地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営協議会の所掌事務は次のとおりとし、審議された内容については、適宜、川崎市介護保険運営協議会規則（平成12年川崎市規則第58号）第5条に規定する川崎市介護保険運営協議会地域包括支援センター部会に報告するものとする。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) 地域の連携・支援体制に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第3条 運営協議会の委員は8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 介護サービス及び介護予防サービスに関する事業者及び職能団体の代表者
 - (2) 介護サービス及び介護予防サービスの利用者並びに介護保険の被保険者
 - (3) 地域において権利擁護、相談事業等介護保険によるサービス外の地域資源として高齢者福祉を担う関係者
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、地域ケアに関する学識経験を有する者
 - (5) 運営協議会の委員に応募した者
- 2 運営協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。
 - 3 会長は、会務を掌理し、協議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は再任されることができる。

(会議)

第4条 運営協議会は、会長が召集し、その会議の議長となる。

- 2 運営協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 運営協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のと

きは、議長の決するところによる。

4 議長が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第5条 運営協議会の事務を処理するため、事務局を中原区役所高齢・障害課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 本要綱の施行日以前に、区地域包括支援センター運営協議会設置運営要綱(18川健在サ第743号)第4条の規定に基づき選任された区地域包括支援センター運営協議会委員は、施行日以降において、本要綱第3条の規定に基づき選任されたものとみなす。

(中原区地域包括支援センター運営協議会設置運営要領の廃止)

3 中原区地域包括支援センター運営協議会設置運営要領は廃止する。

附 則

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。